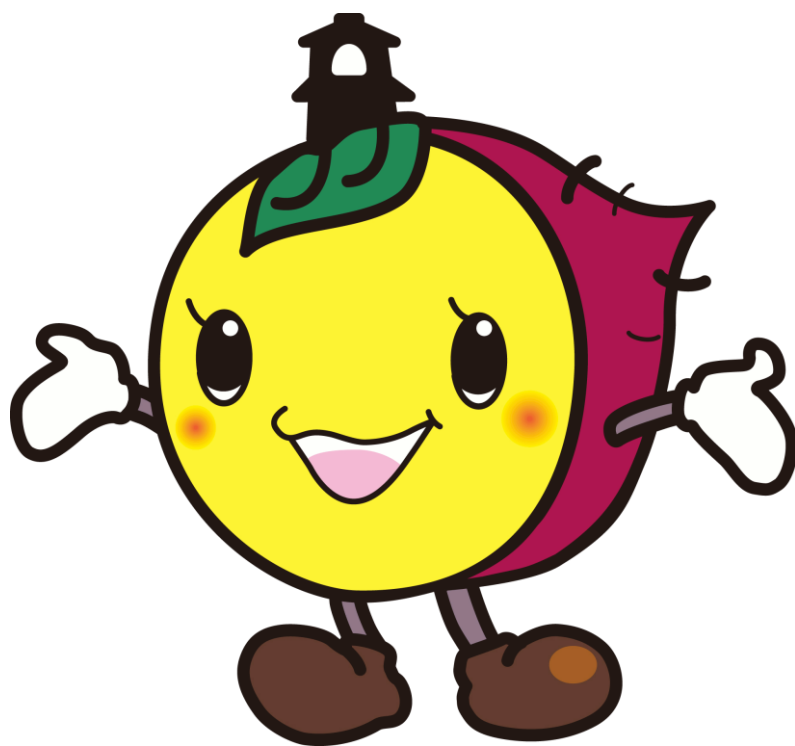


# 地域防犯カメラ設置費補助金 申請マニュアル



川 越 市

# 目 次

<b>1. 補助金の概要</b> .....	3
<b>2. 地域防犯カメラ設置の流れ</b> .....	4
<b>3. 地域防犯カメラの維持・管理</b> .....	13
<b>4. 申請書類・添付資料の記載例</b> .....	14

## はじめに

本市では、川越市防犯のまちづくり基本方針における「安全安心なまちづくり」を基本コンセプトに「地域の安全は地域で守る」、「自分の安全は自分で守る」等の市民の防犯意識の高揚を図るとともに、各種防犯施策の推進に取り組んでおります。

また、自治会やPTAなどの地域団体の皆様には、日ごろの見守り活動や青色防犯パトロール等により街頭犯罪や侵入盗の抑止にご協力をいただいておりますが、近年は自治会や商店街において街頭に防犯カメラを設置する動きが広まりつつあります。

このような地域の防犯活動を支援するための一手段として、この度、街頭に防犯カメラを設置する際の費用の一部を補助する地域防犯カメラ設置費補助金を創設いたしました。

このマニュアルは、地域防犯カメラの設置を検討されている自治会の方向けに作成したものです。内容をご一読いただき、ご参考になれば幸いです。

なお、撮影された個人の画像は、「個人情報保護に関する法律」に定められた個人情報として、保護対象となっております。このため、地域防犯カメラを設置する際は、プライバシーの保護や個人情報の取扱いに十分留意し、適正かつ厳格に画像の管理等をしていただくため、指定した者以外による操作や視聴の禁止、第三者への画像提供の制限、秘密保持などの条件遵守をお願いいたします。

本市では、「川越市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を定めておりますので、併せてご確認ください。

# 1. 補助金の概要

## 1 補助金の目的

自治会が地域に設置する地域防犯カメラの購入費等の一部を市が補助することで、地域が自主的に街頭犯罪などを防止するために行う活動を支援し、安全安心なまちづくりを推進することを目的としています。

## 2 対象者

自治会に対して交付します。

※個人や商店会は対象者とはなりません。

## 3 対象経費

①地域防犯カメラの購入及び設置に係る費用

②地域防犯カメラの表示板等の購入及び設置に係る費用

③その他市長が特に必要と認めるもの

※以下の経費は対象外となります。

- ・既存の機器及び設備の修繕、撤去又は移設に要する経費
- ・撮影機器が映像記録機能を有しないものやリース品、中古品のもの
- ・土地の造成、土地又は建物等の使用、取得、補償に要する経費
- ・防犯カメラの機能維持を目的とした保守、修繕及び維持管理（電気料、通信料及び賃借に要する経費を含む。）に要する経費

## 4 補助率及び上限額

対象経費の合計額の2分の1とし、20万円を上限とします。

※1,000円未満切捨て

## 5 申請回数

同一年度に、1回に限ります。

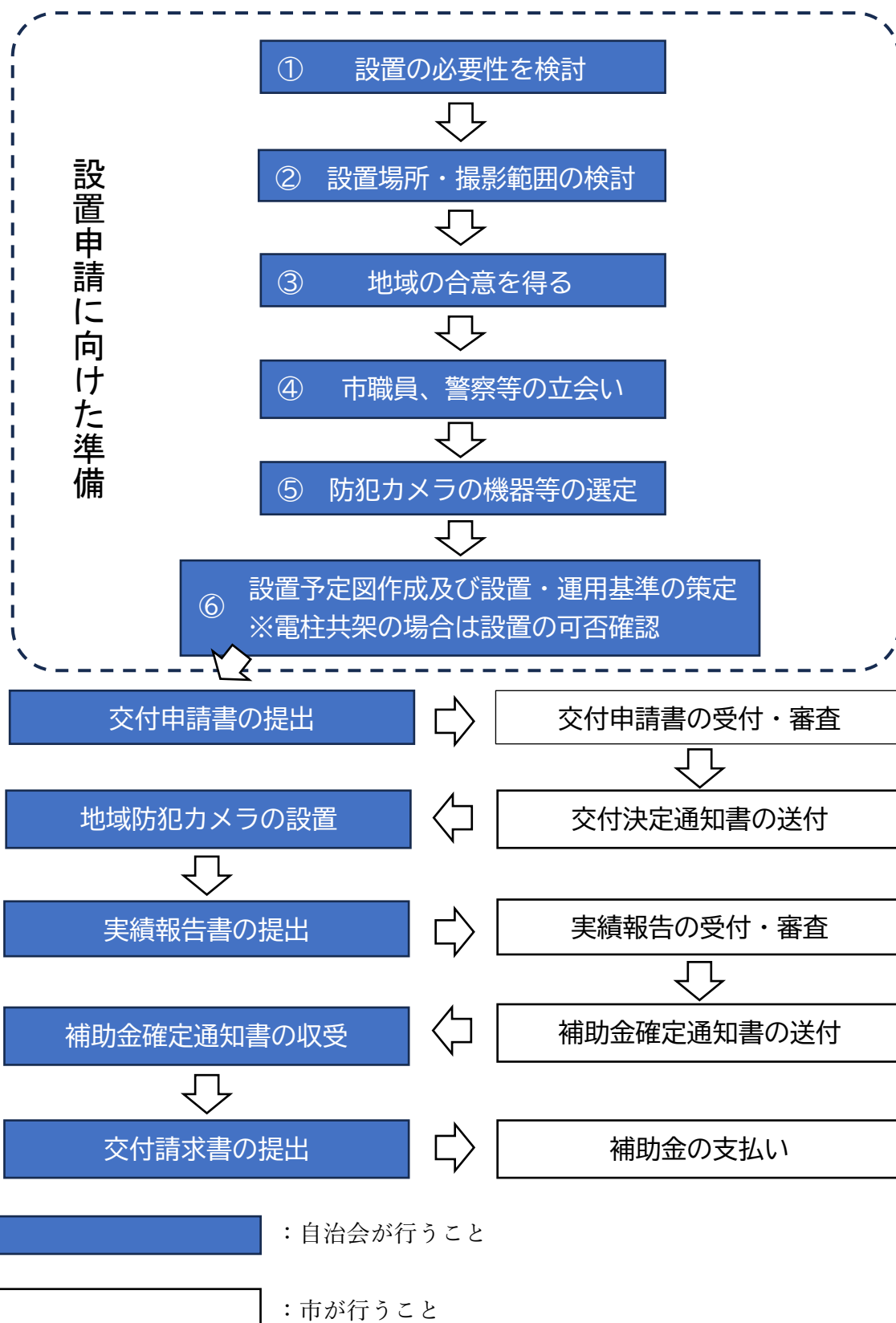
※補助金には限りがありますので、申請が多数の場合は、予算の範囲内で利用の調整を行います。

## **2. 地域防犯カメラ設置の流れ**

地域防犯カメラの設置にあたり、目的や設置場所、設置や維持管理に要する費用、地域の同意や許可手続き等を理解した上で、準備を進めていただく必要があります。

次頁のフローチャートを参考にしながら準備を進めてください。

## 地域防犯カメラ設置及び補助金交付のフロー



## 1 設置に向けた準備

### ステップ1 設置の必要性を検討する

自治会で地域防犯カメラを設置する必要性を検討してください。

地域防犯カメラは、地域の防犯活動を補完する一手段にすぎません。地域の防犯対策には、防犯カメラなどのハード面のほか、いわゆる「ながら見守り活動」などのソフト面を組み合わせた対策が有効です。

なお、犯罪情報については、インターネットや川越警察署に問い合わせる調べることができます。

#### 📌 ポイント

- ▶ インターネットで調べる  
「事件事故発生マップ」 下記 URL をご参照ください  
[https://webmap.police.pref.saitama.lg.jp/machikado/webmap/mapaddress\\_top.html](https://webmap.police.pref.saitama.lg.jp/machikado/webmap/mapaddress_top.html)
- ▶ 川越警察署（生活安全課）に問い合わせる  
連絡先 049-224-0110

### ステップ2 設置場所・撮影範囲を検討する

設置の必要性を検討したら、どの場所に設置をするとよいか、現地を確認しましょう。設置場所は、電柱のほか、自治会員等の個人の敷地に設置することも可能ですが、その場合は、敷地所有者や周辺住民に地域防犯カメラを設置することや、その目的などを説明し、事前に同意を得てください。

また、撮影範囲は、道路等の公共の場所を映すものとし、周辺住民のプライバシーへの配慮をお願いします。

#### 📌 ポイント

- ▶ 設置場所（電柱等）によって許可を得る必要があり、手続きが異なります。また、手続きに時間を要することや設置に関する制限がある場合があります。

### ステップ3 地域の合意を得る

自治会内で、地域防犯カメラの設置について合意形成を図ってください。総会や役員会など、合意を得るための手段は問いませんが、補助金の申請時に「地域の合意を得ていることが分かる書類」(P.21 参照)が必要です。周辺住民のプライバシー保護や個人情報保護の観点、電気料・占用料等の維持管理費が継続して発生することから、事前に自治会員のみなさんに意見を聞くことが重要です。

#### 📌 ポイント

- ▶ 地域の合意が取れた時点で、川越市役所 防犯・交通安全課にご連絡ください。また、現場立会いや設置・運用基準の策定など不明な点があれば、ご相談ください。
- ▶ 問合せ先 川越市役所 防犯・交通安全課  
連絡先 049-224-5721 (直通)

### ステップ4 市職員、警察の現場立会い

防犯・交通安全課や川越警察署、必要に応じて児童遊園や公園を管理する担当部署などの立会いのもと、設置場所を確認します。地域の犯罪発生状況等に基づき、警察から防犯上効果的な箇所について、助言を受けます。補助金の申請時に「警察から助言を受けたことが分かる書類」(P.22 参照)が必要となるため、立会いの際、忘れず記録をつけていただくようお願いします。

### ステップ5 地域防犯カメラの機器等の選定

地域防犯カメラの設置費用について、なるべく複数の業者から見積りを取り寄せましょう。お住まいの周辺の防犯カメラ取扱業者や「一般社団法人埼玉県防犯設備協会(連絡先 048-831-3927)」にご相談ください。

また、地域防犯カメラを設置してから適切な維持管理を行うとともに、事件の捜査等により、警察から録画データ等の提供依頼があった際に、取扱いが容易な機器を選定することが重要です。

#### 👉 地域防犯カメラの参考仕様

- ▶ 地域防犯カメラの参考仕様は下記のとおりとしますが、自治会により個別に仕様を決定しても問題ありません。

1	撮像素子	200 万画素以上
2	解像度	1080P (1920×1080) 以上
3	録画	24 時間録画でき、自動で上書きするもの
4	データ保存期間	2 週間程度保存できる機能を有するもの
5	最低被写体照度	カラー0.5 ルクス以下かつ白黒 0 ルクス (赤外線照射時)
6	使用温度範囲	-10℃～50℃
7	防水防塵	IP66 以上であること
8	その他	・ 赤外線照射機能を有すること ・ デイナイト機能を有すること ・ プライバシーマスキング機能及び GPS による時刻補正機能があるものが望ましい

#### ステップ6 設置予定図作成及び設置・運用基準の策定等

現地立会いや選定した機器をふまえ、地域防犯カメラの設置予定図を作成してください。また、「川越市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守して設置及び運用する必要があるため、「防犯カメラの設置及び運用に関する基準」を策定してください。

なお、電柱に設置する場合は、事前に管理者に設置の可否を確認してください。

#### 👉 ポイント

- ▶ 設置予定図の作成は、P. 16 を参照してください。  
「防犯カメラの設置及び運用に関する基準」の策定は、P. 17～20 を参照してください。

#### 👉 ポイント

- ▶ 電柱に設置する場合は、事前に以下の連絡先にお問合せください。
  - ・ 東電柱：東京電力タウンプランニング 共架オペレーションセンター  
連絡先 048-637-3970
  - ・ NTT 柱：株式会社 NTT-ME 設備マネジメント部 オンサイトオペレーションセンター 設備カスタマ部門 添架担当  
連絡先 042-312-9009 (音声ガイダンスで案内)

## 2 補助金交付申請の手続き

### ステップ1 交付申請書を提出する

「交付申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて、防犯・交通安全課又は最寄りの市民センターに提出してください。

※最寄りの市民センターに提出した場合は、万が一不備や修正事項があった場合に郵送等で一度書類を返却し、再度提出していただくこととなるため時間を要する場合があります。

#### 📁 添付書類

- (1) 地域防犯カメラの設置予定場所及び撮影予定範囲が分かる書類
- (2) 見積書の写し又は地域防犯カメラの購入等に要する費用を証明する書類
- (3) 地域防犯カメラの仕様書等
- (4) 川越市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づき、策定した防犯カメラの設置及び運用に関する基準
- (5) 地域防犯カメラの設置について、警察署から助言を受けていることが分かる書類
- (6) 地域防犯カメラの設置について、地域の合意を得ていることを証明するための書類
- (7) 地域防犯カメラの設置予定場所の土地所有者の承諾を得ていることが分かる書類
- (8) 電柱等に設置する場合は、電柱等を管理する事業者から承諾を得ていることが分かる書類  
※東電柱：共架可否判定回答書 NTT柱：NTTと協議したことが分かる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

### ステップ2 交付決定通知書を受け取る

申請書類の審査後、補助を決定した場合は、申請者に「交付決定通知書」、「実績報告書」を送付します。交付決定を受けた後、地域防犯カメラの設置等を実施してください。

#### 📁 ポイント

- ① 申請の内容に変更等が生じる場合は、変更承認の申請が必要になります。
- ② 事業実施前に必ず防犯・交通安全課に連絡してください。
- ③ 交付決定後に補助金の額を増額する変更はできません。
- ④ 補助金の交付は、事業がすべて完了した後に指定口座へ振り込みます。

### 3 設置場所の許可に係る手続き

#### ステップ1 設置場所により必要な手続きを行う

設置場所により、手続き等が異なります。

- ・設置場所 公道(にかかると)…道路占用許可、公園・児童遊園…管理者の承諾、  
民有地…土地所有者の承諾
- ・設置部分 電柱…電柱共架契約、電柱以外…構造物等所有者の承諾

#### ① 電柱共架の契約〔設置場所：公道又は民有地〕

電柱により所有者が異なり、必要な手続きも異なります。

- ・東電柱…申請前に共架可否判定を受ける必要があります。
- ・NTT柱…申請前に共架可能な電柱か問い合わせる必要があります。

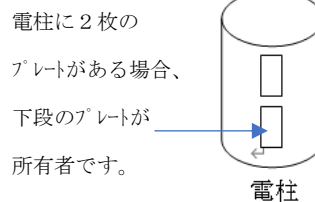
電柱の所有者は、電柱に付いている一番下のプレートに記載の会社です。問合せのうえ、手続きの流れを確認してください。

#### 👉 ポイント

- ▶ 既に他の装置が付いている、地中化する予定があるなど、設置ができない電柱もあるため、事前に共架可能な電柱か確認する必要があります。設置業者と相談して進めてください。

#### ▶ 電柱所有者の見分け方

- ・東電柱…グレー色で漢字+番号で表記されていることが多いです。
- ・NTT柱…白色で漢字+右○、左○等で表記されていることが多いです。



#### ② 構造物等所有者の承諾〔設置場所：道路、公園、児童遊園又は民有地〕

電柱以外の構造物に地域防犯カメラを設置しようとするときは、その構造物等の所有者から承諾を得る必要があります。

#### 👉 ポイント

承諾書はP. 23を参照して作成してください。公園や児童遊園に設置希望の場合、交付申請書の提出前に、児童遊園や公園の管理者の現場立会いを行い、設置の可否を確認します。

### ③ 道路占用の許可〔設置場所：市道〕

道路環境整備課に道路占用許可を申請し、許可を受ける必要があります。

#### ステップ2 地域防犯カメラ・表示板等を設置する

必要な許可を受けた後、地域防犯カメラ等の設置を開始してください。

また、地域防犯カメラの設置完了に合わせ、地域防犯カメラが設置されていることを示す表示板も必ず設置してください。

表示板の作成にあたっては、「川越市屋外広告物条例」に基づき、適切な管理・運用をお願いします。プライバシー保護に対する配慮から、地域防犯カメラを設置していること及び設置者の名称（自治会名）を必ず表記してください。

※無許可で電柱に貼ることはできないため、地域防犯カメラに貼り付ける、所有者に地域防犯カメラの共架と併せて、表示板掲示の許可を得る、所有者の許可を得た上で、付近のフェンスなどに掲示する等の対応をお願いします。

#### 👉 表示板の作成例



- ・耐候性のある素材で作成されていること
- ・文字は黒字とし、「地域防犯カメラ作動中」及び設置者の名称（自治会名）を表記すること
- ・背景は黄色か白色、若しくはその両方とすること
- ・表示板の大きさは任意とするが、極力通行者が視認できるようなものとする
- ・その他、外国語やイラストの表記は任意とする

## 4 実績報告に係る手続き

### ステップ1 設置場所により必要な手続きを行う

地域防犯カメラの設置完了後、速やかに「実績報告書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて、防犯・交通安全課又は最寄りの市民センターに提出してください。

領収書のあて名は必ず「補助金を申請した自治会名」としてください。

#### 📎 添付書類

- (1) 領収書の写し又は地域防犯カメラの購入等に要した費用を証明する書類
- (2) 地域防犯カメラの設置場所及び現況写真
- (3) 地域防犯カメラで撮影された画像
- (4) 電柱等に設置した場合は、電柱等を管理する事業者からの占用の許可を受けたことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

### ステップ2 確定通知書を受け取る

実績報告の審査後、自治会の代表者様に「補助金確定通知書」、「交付請求書」を送付します。

### ステップ3 請求書を提出し、補助金の振込みを確認する

「交付請求書」に必要事項を記入し、速やかに防犯・交通安全課又は最寄りの市民センターに提出してください。口座振込により補助金を交付します。

### 3. 地域防犯カメラの維持・管理

#### 1 地域防犯カメラ設置の表示

地域防犯カメラが設置されていることを示す看板を設置することで犯罪の防止効果が高まります。また、プライバシーの保護に対する配慮から、地域防犯カメラを設置していること及び設置者の名称（自治会名）を必ず表示してください。

#### 2 地域防犯カメラ設置運用規程の遵守

「川越市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき設置及び運用が行われるよう、プライバシーの保護を図り、個人情報の適切な取扱いに留意した「防犯カメラの設置及び運用に関する基準」を遵守してください。

#### 3 保守管理

地域防犯カメラは、屋外における長期間の使用による部品の劣化などにより、運用に支障をきたす可能性があります。機種を選定を行う際に、部品の寿命や交換等にかかる費用、品質保証期間、故障の場合の対応、点検の頻度や点検にかかる費用などの確認をしておくことが大切です。

また、修繕に係る経費もあらかじめ考慮しましょう。具体的に必要となる維持管理費用については、設置業者にご確認ください。

#### 4 定期点検

地域防犯カメラ設置後は、定期的に「正常に作動しているか」、「破損等はないか」などの点検を行ってください。地域防犯カメラの留め具などが破損していると、落下する恐れがあり、危険です。

※カメラの落下などで事故が発生した場合は、設置者の責任となります。

#### 5 継続使用

地域防犯カメラの設置後、5年間は継続して適切に管理してください。

## **4. 申請書類・添付資料の記載例**

### **1 交付申請書の記入方法**

次ページの例を参照に記入してください。

川越市地域防犯カメラ設置費補助金交付申請書

(提出先)  
川越市長

(申請者)

自治会名 〇〇〇自治会

代表者名 〇〇 × ×

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(参考・Fax 番号： \_\_\_\_\_ )

氏名、住所、電話番号、  
FAX番号は、代表者のもの  
を記入してください。

年度川越市地域防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助金の交付申請額 **〇〇〇, 〇〇〇円**

2 交付申請額の算定

内 容	金 額
(例) 地域防犯カメラ	(A) 〇〇〇, 〇〇〇円
表示板作成費	〇〇〇, 〇〇〇円
設置工事費	〇〇〇, 〇〇〇円
諸経費	〇〇〇, 〇〇〇円
消費税	〇〇〇, 〇〇〇円
支出合計 (A) × 1 / 2 (1,000 円未満切捨て)	(B) 〇〇〇, 〇〇〇円
交付申請額 (B) 又は上限額 (200,000 円) のいずれか少ない額	〇〇〇, 〇〇〇円

3 設置計画

設置予定場所	川越市〇〇×丁目〇〇—〇〇
設置予定台数	〇台
設置理由	(例) 当該地域でひったくりや子どもを狙った不審者情報があり、地域防犯カメラを設置することで犯罪を防止するため。

## 4 添付書類

- (1) 地域防犯カメラの設置予定場所及び撮影予定範囲が分かる書類
- (2) 見積書の写し又は地域防犯カメラの購入等に要する費用を証明する書類
- (3) 地域防犯カメラの仕様書等
- (4) 川越市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づき、策定した防犯カメラの設置及び運用に関する基準
- (5) 地域防犯カメラの設置について、警察署から助言を受けていることが分かる書類
- (6) 地域防犯カメラの設置について、地域の合意を得ていることを証明するための書類
- (7) 地域防犯カメラ設置予定場所の土地所有者の承諾を得ていることが分かる書類
- (8) 電柱等に設置する場合は、電柱等を管理する事業者から承諾を得ていることが分かる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

必要のない文言は二重線で削除してください。

## 2 地域防犯カメラの設置予定場所及び撮影予定範囲が分かる書類

下図の例を参照に作成してください。※様式は任意です。

### 地域防犯カメラの設置予定図（例）

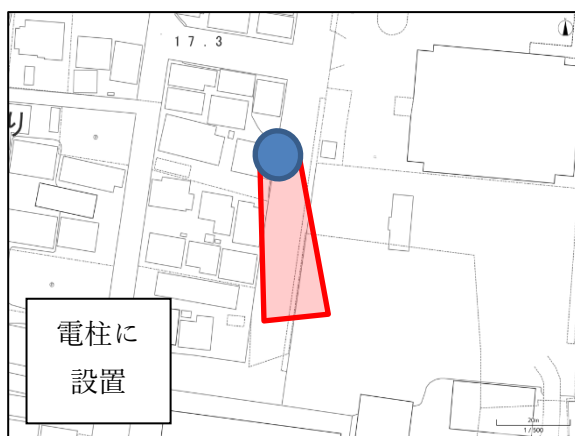
自治会名 ○○自治会

設置予定場所 川越市○○丁目○○-○

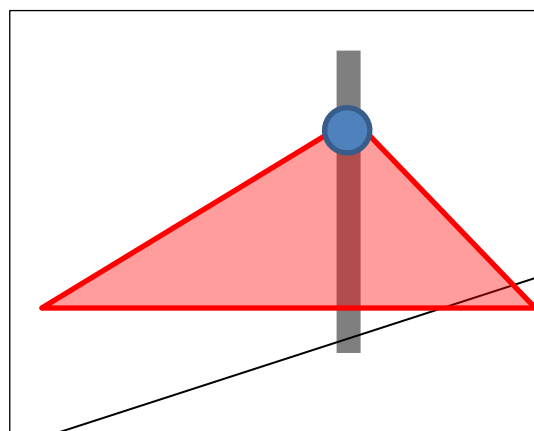
#### ○周辺図



#### ○拡大図



#### ○現場写真



※防犯カメラをどの位置に設置するか図示してください。

### 3 防犯カメラの設置及び運用に関する基準の作成方法

「川越市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」や下記内容を参考として、基準を作成してください。基準（例）は市公式HPの下記URLに掲載しております。※以下は作成例です。

(URL) <https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kurashi/anshin/1001661/1001664.html>

#### 〇〇自治会防犯カメラの設置及び運用に関する基準（例）

##### （目的）

第1条 この基準は、〇〇自治会が犯罪抑止のために設置する防犯カメラの管理及び運用に関し、必要な事項を定めることにより、個人のプライバシーに配慮しつつ、防犯カメラの適正な運用を図ることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この基準における用語を次の各号のとおり定める。

- (1) 防犯カメラ 撮影装置、録画装置その他の機器で構成されるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラによって撮影又は記録された映像をいう。
- (3) 画像データ 録画装置又は外部記録媒体等に記録された画像のデータをいう

##### （設置場所等）

第3条 防犯カメラの設置場所は、別表のとおりとする。

- 2 防犯カメラの設置場所又は撮影範囲内には、防犯カメラで撮影していること及び設置者を表示するものとする。

##### （管理責任者等）

第4条 防犯カメラの適正な管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、防犯カメラ取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を指定し、防犯カメラの管理及び運用の補助をさせることができる。
- 3 管理責任者及び取扱担当者以外の者には、防犯カメラ、画像及び画像データの取扱いを行わせない。

(画像等の管理)

第5条 管理責任者は、防犯カメラ、画像及び画像データを次に定めるところにより管理するものとする。

- (1) 録画装置及び記録媒体は施錠設備のある場所に保管するとともに、不正アクセス等の防止措置等を講じ、盗難及び散逸の防止に努める。
- (2) 目的外の画像の閲覧、画像データの加工及び複写並びに保管場所からの録画装置その他の機器の持出しを禁止する。
- (3) 画像データの保存期間は〇〇【例：14日間、1か月以内】とし、当該保存期間経過後は、確実な方法により、速やかに画像等を消去する。  
ただし、犯罪の防止等のために閲覧する必要がある場合又は次条第1項の各号に掲げる場合は、この限りでない。
- (4) 録画装置及び記録媒体を廃棄する際には、破砕等の処理を確実に行うなど、個人情報の流出を防ぐために必要な措置を講じる。

(画像等の閲覧及び提供の制限)

第6条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、管理責任者及び取扱担当者以外の第三者に画像を閲覧させ、又は画像データを提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関等から犯罪又は事故の捜査又は調査を目的として要請を受けた場合
- (3) 住民等の生命、身体、財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合

2 前項による閲覧及び提供は、防犯カメラ画像閲覧等申請書（様式第1号）又はそれに代わる文書の提出を求めることとし、提供する画像データの範囲は必要最小限に留めるものとする。

(防犯カメラの保守点検)

第7条 管理責任者は、防犯カメラの機能維持のため、防犯カメラの保守及び点検に努めるものとする。

(秘密の保持)

第8条 管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラの管理及び運用を通じて知り得た情報を他人に漏らしてはならない。退任後も同様とする。

(苦情等に対する適切な対応)

第9条 管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用等に関する苦情を受けた場

合には、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項は、〇〇【例：管理責任者、自治会長など】が別に定める。

附 則

この基準は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

別表（第3条関係）※例

番号	設 置 場 所	台 数
1	川越市本川越 1 - 1 - 1	1
2	川越市本川越 1 - 2 - 3	1
3	川越市本川越 1 - 4 - 6	1
4	川越市本川越 2 - 1 0 - 2	1
5	川越市本川越 2 - 1 1 - 1 5	1
6	川越市本川越 2 - 1 3 - 4	1
7	川越市本川越 3 - 2 - 5	1
8	川越市本川越 3 - 6 - 1	1
9	川越市本川越 3 - 1 9 - 4	1

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

防犯カメラ管理責任者 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_

防犯カメラ画像閲覧等申請書

〇〇自治会が設置する防犯カメラの画像及び画像データについて、下記のとおり許可願いたく申請します。

記

項目	内容
閲覧・提供の区分	閲覧 ・ 提供
閲覧・提供の目的	
防犯カメラ設置場所	
撮影日時	年 月 日 時 分から 時 分まで

【防犯カメラ管理責任者等記載欄】

身分確認方法	○職員証 ○身分証明書（ ）
許可の可否	許可 ・ 不許可
閲覧・提供日時	年 月 日 時 分

注1) 身分確認は個人の氏名等の記載がある身分証明書で確認すること。

注2) 申請者が公的機関、団体等である場合は、画像を閲覧等する者との関係を確認すること。

### 3 地域の合意を得ていることを証明するための書類の作成方法

下図の例を参照に作成してください。※様式は任意です。

〇〇自治会総会 議事内容 (例)

1 日 時

**令和〇〇年〇〇月〇〇日**

2 場 所

**〇〇自治会館**

3 議 題

**地域防犯カメラの設置について**

4 内 容

**地域防犯カメラ設置の目的、設置場所、撮影範囲、台数、設置・維持管理費用を説明し、「川越市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき作成する「〇〇自治会防犯カメラの設置及び運用に関する基準」により、適切に設置及び運用することです承を得ました。**

5 質 疑

(1) 質 問 〇〇〇〇～

回 答 △△△△～

※例文ですので、説明する必要のある点の参考にしてください。

※総会以外の会議で決定した場合は参加者以外にも回覧板等で周知してください。

※設置周辺箇所の住民にも説明をして同意を得てください。

#### 4 警察署から助言を受けたことが分かる書類の作成方法

下図の例を参照に作成してください。※様式は任意です。

地域防犯カメラ設置に係る川越警察署との現場確認について（例）

自治会名      ○○自治会  
代表者名      ○○ ○○

地域防犯カメラについて、次のとおり川越警察署と現場確認をした結果を報告します。

1 実施日

**令和○○年○○月○○日**

2 地域防犯カメラ設置予定場所

**川越市○○丁目○-○-○(別紙参照)**

3 設置における助言内容

**川越警察署生活安全課と上記設置予定場所の現場確認を行いました。設置にあたり以下の点をふまえて設置するよう、助言をいただきました。**

- ～
- △△△△～
- ～

## 5 土地所有者の承諾を得ていることが分かる書類の作成方法

下図の例を参照に作成してください。※様式は任意です。

令和 年 月 日

# 土地使用承諾書（例）

所有者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

所有者住所 \_\_\_\_\_

私が所有する土地について、下記のとおり使用することを承諾する。

### 記

土地の所在 川越市〇〇丁目〇〇-〇

使用目的 地域防犯カメラ設備一式を設置するため

使用期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

使用者氏名 〇〇自治会 代表者 〇〇〇〇 ⑩

使用者住所 川越市〇〇丁目〇〇-〇

地域防犯カメラ設置費補助金申請マニュアル

令和8年5月策定

川越市 市民部 防犯・交通安全課